

# ふん尿処理手数料改定のお知らせ

令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税率の引上げに伴い、「ふん尿処理手数料」を以下のとおり改定します。し尿のくみ取りを利用される皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

## 【改定内容】

改定時期：**令和元年10月1日**

対象者：京都市内でし尿のくみ取りを利用されるすべての方

手数料額：下表のとおり

区 分			単 位	手数料	
				(現 行) 9月30日まで	(改定後) 10月1日から
下水道処理区域 の場合等	定額制	使用者が2人以内のとき	1月	2,160円	2,200円
		使用者が3人以上のとき	1人につき1月	1,080円	1,100円
	従量制	収集量が2000以下のとき	1月又は1回	4,620円	4,710円
		収集量が2000を超えるとき	1月又は1回 1000までごと	2,310円	2,350円
その他の場合	定額制	使用者が2人以内のとき	1月	920円	940円
		使用者が3人以上のとき	1人につき1月	460円	470円
	従量制	収集量が2000以下のとき	1月又は1回	1,950円	1,990円
		収集量が2000を超えるとき	1月又は1回 1000までごと	970円	990円

\* 定額制：人数に基づき算定する場合

\* 従量制：収集量に基づき算定する場合

\* 従量制で定期的にくみ取りを利用される場合は、10月16日以降の収集分から改定後の手数料を適用いたします。

## お問い合わせ先

### 【手数料改定に関するお問い合わせ】

○京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課 電話 075-213-4960

○京都市生活環境美化センター 電話 075-691-4437

\* 手数料の納付に関する事、登録内容の変更等については、生活環境美化センターまでお願いします。

京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地

ヤサカ河原町ビル8階

電話：075-213-4960 FAX：075-213-4961

このチラシが不要となりましたら「雑がみ」としてコミュニティ回収や古紙回収等にお出してください。



京都市  
CITY OF KYOTO

発行 平成31年4月 京都市印刷物 第314062号